

仮想事例から学ぶ基本貿易取引上の留意点 3

関西大学特別契約教授 博士（商学） 吉田 友之

仮想事例 3

当社は、直接貿易を行うべく準備しており、その一環としてその経験をもつ人材を雇用する予定である。当面はその社員に貿易の担当を任せるつもりであるが、今後は貿易を担えるような自前の人材を育てていきたい。経済団体などが主催する貿易実務セミナーに社員を派遣しているが、国内取引とは異なる特殊性があり今のままではなかなか当初の予定のように持続的な直接貿易に移行できないと考えられる。社員は、貿易取引を行うためには様々な知識を習得しなければならないと考えるが、とくに法律、規則などの面で速修するために最低限押さえておくべきであると思われるものを概説してほしい。

〔本事例のポイント〕大づかみな理解

1. 外国為替及び外国貿易法（外為法）等

同法はわが国の貿易取引および貿易管理における基本法である*。

輸出では「輸出貿易管理令」（政令）で外為法の規定を実施するため同法の具体的な規制範囲、規制対象品目、規制対象地域など、同法の解釈、運用に関して規定している。輸出貿易管理令にかかわる詳細事項などは、「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（貨物等省令）ほか、および「輸出貿易管理規則」（省令）ならびに告示、通達などに規定している。貨物の輸出は原則自由であるが、国際的な平和および安全の維持を妨げる地域を仕向地とする貨物では、リスト規制またはキャッチオール規制に該当する場合、経済産業大臣の「輸出許可」を要する。また特定貨物の特定地域を仕向地とする輸出の場合には「輸出承認」を要する。

輸入では「輸入貿易管理令」（政令）および「輸入貿易管理規則」（省令）で外為法の規定を実施するための規定が行われている。輸入貿易管理令に基づき「輸入割当を受けるべき品目、輸入承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（輸入公表）が行われる。

輸入貨物が非自由化品目などに該当する場合、経済産業大臣の「輸入承認・輸入割当」を要する。輸入公表第2号および第2号の2に定められている品目に該当する場合、「輸入承認」を要する。また事前確認品目（輸入公表第3号）の場合、経済産業大臣の事前の確認、および通関時確認品目（輸入公表第3号）の場合、通関時に税関の確認を要する。

2. 関税三法（関税法、関税定率法、関税暫定措置法）等

関税法は、関税の確定、納付、徴収および還付ならびに貨物の輸出入についての税関手続きの適正な処理を図るために必要な事項を定めたものである。下位法令には関税法施行令（政令）、関税法施行規則（省令）、関税法基本通達などがある。

関税定率法は、関税の税率、関税を課する場合における課税標準および関税の減免、払い戻しその他関税制度について定めたものである。下位法令には関税定率法施行令（政令）、関税定率法施行規則（省令）、関税定率法基本通達などがある。

関税暫定措置法は、国民経済の健全な発展に資するため、必要な物品の関税率の調整に関し、関税定率法および関税法の暫定的特例を定めるものとする。下位法令には関税暫定措置法施行令（政令）、関税暫定措置法施行規則（省令）、関税暫定措置法基本通達などがある。

法令解釈や具体的手続きについては、実務上、基本通達を参考とすることが多いようである。

なお輸出者は、関税法上「輸出許可」を受けなければならないが、ここで言う「輸出許可」と外為法上の「輸出許可」とは本質的な意図が異なる。

3. インコタームズ（Incoterms）

インコタームズは、InternationalのInとCommercialのCoに、Termsを組み合わせた造語であり、民間団体である国際商業会議所

仮想事例から学ぶ基本貿易取引上の留意点 3

関西大学特別契約教授 博士（商学） 吉田 友之

(International Chamber of Commerce : ICC) によりトレード・タームズ (Trade Terms : 定型的貿易取引条件) の国際的統一解釈基準として制定された。これによりトレード・タームズの解釈上の相違やそれから派生する紛争などを解消することが可能となった。初版は1936年版で、1953年、1980年、1990年、2000年、2010年と全般的な改定が加えられ、最新版は2020年版で適合する運送形態に基づき11規則（条件）が規定されている。インコタームズはおもに危険の負担義務とその分岐点、費用の負担義務とその分岐点、各種の手続き義務などについての規定はあるが、その義務違反に対する規定はない。インコタームズは任意規則であり、売買当事者がインコタームズに合意した場合のみインコタームズは当事者に対して拘束力を有するようになる。

4. 荷為替信用状に関する統一規則および慣例 (Uniform Customs and Practice for Documentary Credits : UCPまたは信用状統一規則) 等

UCPは、ICCにより信用状取引に関する統一解釈基準として制定された。これにより信用状の様式、用語などの解釈上の相違やそれから派生する紛争などを解消することが可能となった。初版は1933年版で、1962年版は英国系の銀行によっても採択され、UCPは信用状に関する国際的な解釈基準となった。その後、1974年、1983年、1993年と改定が加えられ、最新版は2007年版でUCP600と称される。UCPは任意規則であり、信用状取引関係者がUCPに合意した場合のみUCPは当事者に対して拘束力を有するようになる。

またUCP600に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務 (International Standard Banking Practice for the Examination of Documents under UCP 600 : ISBP821) は、信用状取引における書類のディスクレを減らすことを目的にUCPが実務上どのように適用されるかを決定するために2023年4月に改定された解釈指針規則で、UCP600に対する補完的な役割を果たす。

5. 国際物品売買契約に関する国連条約 (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods : ウィーン売買条約またはCISG)

国際的物品売買について統一法を制定しようという努力の結果、国連国際商取引法委員会 (United Nations Commission on International Trade Law : UNCITRAL) により起草された1980年ウィーン売買条約が1988年1月に発効した。同条約はわが国についても2009年8月に効力を生じており、現在同条約の加盟国数は97カ国である**。輸出国および輸入国がともに同条約の締結国で、売買当事者がそれぞれ自国に営業所をもつ場合には、契約上規定されていない部分については輸出入国の法律に優先して同条約がその規定する範囲内で適用される。したがって売買当事者は売買契約を締結する際に相手国が同条約の加盟国であるか否かのチェックをする必要がある。例え売買契約書に「本契約は同条約に準拠する」旨の規定がなされていなくても同条約は自動的に適用される。両当事者が同条約に従いたくない場合には、その旨規定しなければならない。

6. その他の国内諸法令

製造物責任法〔日本〕 (Product Liability Act : PL法) は、1995年に制定され、海外の輸出者（製造業者）が負う貨物に対する製造物責任をわが国の輸入者を含む製造業者に対しても課すると規定している。したがって輸入者も自己に生じる危険を転嫁する手段を講じる必要がある。

以上の他にも貿易対象品により様々な国内法令が関係してくるが、本稿では紙幅の関係上それらの諸法律・法令は割愛する。

*本稿では貨物の輸出入を対象としている。

**2024年10月25日現在。